

発表は次のとおり願います。

○新 聞：7月5日 朝刊

○テレビ・ラジオ・インターネット：7月5日 AM 8:30

T X沿線地区における商業・業務施設等用地の分譲に係る公募について

つくばエクスプレス「みどりの駅」周辺の萱丸地区において、商業・業務施設等用地の分譲に係る一般競争入札を下記のとおり行うことといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 入札概要

(1) 対象物件

土地の所在	面積	予定価格 (最低売却価格)	用途地域 (建蔽率/容積率)
つくば市みどりの2丁目52番10 (旧 萱丸 A51 街区⑩画地)	1,822.31 m ²	69,065,000 円	第二種住居地域 (60%/200%)

(2) 用途 商業・業務施設、共同住宅又はその両方を併設するもの（茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第5号に規定する暴力団事務所、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（第5号を除く。）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びに勝馬投票券発売所その他これらに類するものの用に供するものを除く。また、共同住宅にあっては、最終使用人への賃貸等を行うものに限る。）

(3) 処分方式 一般競争入札

2 主な入札参加資格

- 次の(ア)から(ウ)のいずれかを満たしている者であること。
 - (ア) 商業・業務施設（以下「施設」という。）の場合においては、施設の建設及び運営に係る事業を営む者又は営む予定のある者であって、土地の引渡しの日から3年以内に、本件土地において、本「萱丸地区商業・業務施設等用地分譲に係る一般競争入札説明書」の「IV 設計指針」（以下「設計指針」という。）及び各種法令等に適合した施設を建設し、及び自ら行う営業を開始すること又は第三者に営業を開始させることができる者であること。また、それらの営業が継続するものであること。
 - (イ) 共同住宅の場合においては、共同住宅の建設及び運営に係る事業を営む者又は営む予定のある者であって、土地の引渡しの日から3年以内に、本件土地において、設計指針及び各種法令等に適合した共同住宅を建設し、及び最終使用人への賃貸等を行うことができる者であること。また、それらの営業が継続するものであること。
 - (ウ) 施設と共同住宅を併設するもの（以下「併用施設」という。）の場合においては、上記(ア)及び(イ)を満たしている者であること。
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- 茨城県の県税を滞納していないこと。
- 土地売買契約締結後、茨城県の指定する日までに土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。

3 土地利用の主な条件

- 本件土地を施設、共同住宅又は併用施設の敷地の用途に供すること。
- 施設の敷地の用途に供する場合にあっては、土地の引渡しの日から3年以内に施設の建設を完了し、自ら営業し又は第三者に営業させること。また、それらの営業が継続するものであること。
- 共同住宅の敷地の用途に供する場合にあっては、土地の引渡しの日から3年以内に本件土地への共同住宅の建設及び最終使用人への賃貸等を行うこと。
- 併用施設の敷地の用途に供する場合にあっては、上記(2)及び(3)に掲げることを行うこと。
- 「萱丸地区地区計画」及び各種法令等を遵守すること。

4 スケジュール

- ・ 公募開始 令和4年(2022年)7月5日(火)
- ・ 入札説明書の配布期間 令和4年(2022年)7月5日(火)～7月19日(火)
- ・ 入札参加資格審査受付 令和4年(2022年)7月15日(金)及び7月19日(火)
(郵便又は電子メールにより入札参加資格確認申請書類を提出する場合は、同年7月19日(火)午後4時必着)
- ・ 開札日 令和4年(2022年)8月1日(月)午前10時
(郵便により入札書類を提出する場合は、同年7月29日(金)午後4時必着)

※入札参加資格確認申請書類の提出先及び開札場所は、入札説明書に記載の場所とする。

※入札者がいないとき又は落札者が契約を締結しないときは、令和4年(2022年)8月2日(火)から令和4年(2022年)12月28日(水)までの間、先着受付の方法により買受人を決定する。(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

<参考>本件については、学園記者クラブ及びつくば市記者会へ資料提供しています。

茨城県立地推進部宅地整備販売課 宅地企画・販売担当 渡邊、榊原 TEL:029-301-2798
--

物件位置図

